

求人・求職者のみなさまへ

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

帯広信用金庫（以下、当金庫）

記

1 取扱職種の範囲等

職 種：全職種

求人者：国内

求職者：国内

2 職業紹介の報酬は以下の通り求人者より申し受けます。

届出制手数料

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書 や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%
	（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年間を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金 （内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%
	振込手数料は求人者負担といたします。

（注）上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

（注）求職者が求人企業に就職後、求職者の都合により 1 カ月未満に退職した場合には 70%、1 カ月以上 3 カ月未満に退職した場合には 30%、3 カ月以上 6 カ月未満に退職した場合には 5%返還します。返還時期は当金庫に通知いただいた日より 1 か月以内といたします。

※求職者の皆様から、手数料は一切頂きません。

3 求人者の情報および求職者の個人情報に関する事項

求人者の情報および求職者の個人情報の取り扱い担当者は職業紹介責任者です。

当金庫は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとします。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

4 相談・苦情等のお問い合わせ先に関して

相談・苦情等の担当者は職業紹介責任者です。

相談・苦情等の申し出があった場合は誠意をもって対応いたします。

許可番号 01-ユ-300737
帯広市西 3 条南 7 丁目 2
代表 高橋 常夫
電話(0155)24-3171